

報告第12号

平成29年度一関市一般会計予算継続費の精算の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費の精算につき、別紙のとおり報告する。

平成30年8月28日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績						比 較				
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源		
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国県支出金	地方債	その他		一般財源	国県支出金	地方債		その他	一般財源	国県支出金		地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
3 民生費	2 児童福祉費	千厩児童クラブ整備事業	平成28年度	20,485,000	4,992,000	3,900,000		11,593,000	8,098,176		1,100,000		6,998,176	12,386,824	4,992,000	2,800,000		4,594,824
			(通次繰越)	(12,386,824)	(2,576,000)	(2,700,000)		(7,110,824)	(12,330,347)	(2,974,164)	(2,700,000)		(6,656,183)	(56,477)	(△ 398,164)			(454,641)
			平成29年度	47,796,000	11,650,000	9,200,000		26,946,000	46,847,306	12,192,000	8,600,000		26,055,306	948,694	△ 542,000	600,000		890,694
			計	68,281,000	16,642,000	13,100,000		38,539,000	67,275,829	15,166,164	12,400,000		39,709,665	1,005,171	1,475,836	700,000		△ 1,170,665
10 教育費	2 小学校費	千厩地域統合小学校整備事業	平成28年度	513,701,000	177,535,000	336,100,000		66,000	201,871,824	23,719,000	178,100,000		52,824	311,829,176	153,816,000	158,000,000		13,176
			(通次繰越)	(311,829,176)	(153,816,000)	(157,900,000)		(113,176)	(311,672,380)	(177,466,000)	(134,200,000)		(6,380)	(156,796)	(△ 23,650,000)	(23,700,000)		(106,796)
			平成29年度	1,198,637,000	414,250,000	784,300,000		87,000	1,189,431,727	469,432,000	719,900,000		99,727	9,205,273	△ 55,182,000	64,400,000		△ 12,727
			計	1,712,338,000	591,785,000	1,120,400,000		153,000	1,702,975,931	670,617,000	1,032,200,000		158,931	9,362,069	△ 78,832,000	88,200,000		△ 5,931

報告第13号

一関市一般会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市一般会計に係る債権の放棄をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月28日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度 一関市一般会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由		件 数	金額(円)
		債権発生年度		
市営住宅使用料	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成14年度	1	28,200
		平成15年度	1	48,000
		平成16年度	1	45,600
		平成17年度	2	172,800
		平成18年度	1	113
		平成22年度	1	24,500
小 計			7	319,213
雇用促進住宅駐車 場使用料	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成22年度	1	18,900
		平成23年度	1	15,750
		平成24年度	1	1,575
	小 計			3
合 計			10	355,438

2 債権を放棄した日 平成30年3月31日

報告第14号

一関市水道事業会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市水道事業会計に係る債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月28日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度 一関市水道事業会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由		件 数	金額(円)	
		債権発生年度			
水道料金	破産 (条例第13条第1項 第2号)	平成25年度	1	4,525	
		平成26年度	1	4,536	
		平成27年度	2	13,864	
		平成28年度	1	16,326	
		平成29年度	1	10,065	
	小 計			6	49,316
	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成13年度	1	1,059	
		平成14年度	2	63,754	
		平成15年度	2	51,093	
		平成16年度	3	80,283	
		平成17年度	3	48,843	
		平成18年度	1	18,423	
		平成19年度	4	97,212	
		平成20年度	6	213,696	
		平成21年度	13	193,744	
		平成22年度	19	195,698	
		平成23年度	38	215,501	
	平成24年度	42	440,536		
	小 計			134	1,619,842
	合 計			140	1,669,158

2 債権を放棄した日 平成30年3月31日